

災害協定に基づく緊急対応業者への感謝状贈呈要項

(趣旨)

第1条

市民生活の安心安全の確保のため、災害発生時に応急復旧対応等を行った建設業者等に対して、宇治市が感謝の意を表し感謝状を贈呈することにより、建設業者等の地位やモチベーションの向上を図る。

(対象)

第2条

災害警戒本部等が設置され、災害協定に基づき、宇治市からの応援協力要請に応じ、一定規模以上の被害が発生した現場において、重機等を配備し作業員を動員して応急復旧等に従事した建設業者等を対象とする。

(感謝状を担当する事務局)

第3条

事務局は、災害対策本部の建設班とする。但し、林道等および上下水道施設等にかかる応急復旧等については、それぞれを所管する産業班、上水道班・下水道班も事務局に加わるものとする。

(感謝状内容)

第4条

感謝状の内容は、感謝状贈呈の基準（平成15年1月1日現在）に定める「3. 市政に協力・功労のあった団体及び個人」とし、対象建設業者に感謝状を贈呈する。贈呈時期は災害による応急復旧等終了後随時とする。

(運用開始時期)

第5条

令和6年5月1日以降に発生した災害によるもの

(補則)

第6条

この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要項は、令和6年5月1日から適用する。